



令和元年8月2日

秋田県過疎市町村議会議長 様

新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について

秋田市山王四丁目2番3号

秋田県山村・過疎地域振興協議会

会長 佐々木 哲 男



貴職におかれましては、平素から地方自治の振興発展のため特段の御尽力を賜り、心から感謝申し上げます。

過疎対策については、昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げてきたところであります。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面しております。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしております。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものであります。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなっておりますが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要であります。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであります。

つきましては、引き続き総合的な過疎対策を充実強化するため、新たな過疎対策法の制定について、国会及び関係行政庁に対し意見書を提出して下さるよう陳情いたします。



## 【参考資料】

### 1. 本県過疎地域の状況について

本県の過疎地域の状況は、下記のとおり 25 市町村のうち 23 市町村が過疎市町村に該当し率にして 92.0%と非常に高く、人口比率では 66.4%と全国一、また過疎市町村の面積割合も 92.3%と全国一になっております。

#### ■市町村数（平成 30 年 4 月 1 日現在）

	全市町村（団体）	過疎市町村（団体）	比率（%）	順位
秋田県	25	23	92.0	3
全 国	1,713	814	47.5	

#### ■人口（平成 27 年国勢調査）※本過疎とみなし過疎は前エリア、一部過疎は当該エリア内をカウント

	全市町村（人）	過疎市町村（人）	比率（%）	順位
秋田県	1,023,119	679,591	66.4	1
全 国	127,094,745	10,878,797	8.6	

#### ■面積（平成 27 年国勢調査）※本過疎とみなし過疎は前エリア、一部過疎は当該エリア内をカウント

	全市町村（K m <sup>2</sup> ）	過疎市町村（K m <sup>2</sup> ）	比率（%）	順位
秋田県	11,637.54	10,742.72	92.3	1
全 国	377,971	225,468	59.7	

#### ■高齢化比率（平成 29 年 10 月 1 日現在）

	全市町村（%）	順位	【参考】若年者比率（%）	順位
秋田県	35.6	1	10.1	47
全 国	27.7		12.3	

### 2. 本県の過疎地域

#### ■過疎市町村（18 市町村）

能代市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、北秋田市、にかほ市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、三種町、八峰町、五城目町、八郎潟町、井川町、美郷町、羽後町、東成瀬村

#### ■みなし過疎市町村（4 市）

横手市、大館市、由利本荘市、大仙市

#### ■一部過疎市町村（1 市）

秋田市（旧河辺町）

※ みなし過疎とは：合併前に過疎地域だった旧市町村の人口が合併後の新市町村の人口の 3 分の 1 以上、または面積が 2 分の 1 以上を占めるなどの条件が満たされれば過疎地域とみなすもの。

### 3. 連絡先及び担当者名

〒010-0951 秋田市山王四丁目 2 番 3 号 秋田県市町村会館

秋田県町村会 業務課 遠藤・宮城

TEL：018-862-3851

FAX：018-823-6494